

# 婦人の自主性確立のために

— 第五回婦人週間實施のしおり —

49

労働省婦人少年局

# はしがき

この資料は、第五回婦人週間の主旨と、その運動方針等を解説して、この行事に協力、又は参加される各機関のかたがたの参考 に供するものであります。

昭和二十八年二月

労働省婦人少年局

## 目次

|                    |   |                        |    |
|--------------------|---|------------------------|----|
| 一 婦人週間の意義          | 一 | (一) 自主性についての正しい認識を深める  | 七  |
| 二 第五回婦人週間の構想       | 三 | 1 人権の自覚と尊重             | 七  |
| (一) 目標について         | 三 | 2 自分で考えて自分で定めること       | 八  |
| (二) スローガンについて      | 三 | 3 自分で行動すること            | 九  |
| (三) 行事の運営について      | 三 | (二) 婦人の自主性についての現状を検討する | 一〇 |
| 三 第五回婦人週間の主催の主旨と目標 | 五 | (一) 婦人の自主的な活動を促進する     | 一二 |
| の説明                | 五 | 1 自主的な生活をもつこと          | 一二 |
| (一) 自主性とは          | 五 | 2 社会問題を達んでとりあげること      | 一三 |
| (二) 日本における自主性      | 五 | (附) 参考資料               | 一三 |
| 四 第五回婦人週間の運動方針     | 七 |                        |    |

# 一 婦人週間の意義

婦人の地位の向上は、戦後の日本社会に行われた最も大きな変革の一つと稱せられ、この新しい婦人の地位を最も基礎的に確立したのは、婦人参政権の獲得であります。又なわち、参政权を通じて婦人は政治に参加し、婦人の地位の向上のためのよりよい立法、よりよい行政を促進することが出来るからです。

この婦人参政権がはじめて行使されたのは、昭和二十一年四月十日に行われた第二十二回衆議院議員選挙の時です。この日こそ、先覺的な婦人たちの永年の奮闘が達成された日であり、日本が近代国家としての出発を内外に示した日であるといふことが出来ます。

この日本記念として、労働省では四月十日からの一週間を「婦人週間」とし、昭和二十四年以後、毎年、婦人の地位の實質的な向上のための運動を

展開して来ましたが、即ち法律や制度の上では男女の平等が与えられていますが、實際には婦人に対する社会の態度にはなお封建的な偏見や習慣が残っており、又婦人自身の自覚や實力もかけていることが多い状態なので、とくにこの週間をもつて、全體的に開化をよびおこし、婦人の地位の實質的な向上をはかることが必要と考えられるのです。

## 二 第五回婦人週間の構想

### (一) 目標について

労働省では、例年の婦人週間に当つて、その時々において婦人の地位向上のために最も重点的にとりあげべき問題を選んで、週間の運動目標としておきます。そしてその目標としておきます。そしてその目標にもとづいて行事を中央及び地方の出先機関において実施すると共に、関係各機関に対してはその線に關つた協力を依頼し、又その目標を婦人少年局婦人課の年間事業の目標にするというような措置を採つておきます。

このたびの、才五回婦人週間は講和条約後、最初のものであり、日本社会の各方面において自主性ということが強調されている時に当るので、簡便要領に示したように「婦人の自主性の確立」ということ、即ち婦人が自から正しく判断し、行動する力をもつて社会に貢献するということを目算とします。

### (二) スローガンについて

この目標を具体的に示して一般によりかかるといふのは、いさゝか、自分で考え行動する力というスローガンを設けます。

### (三) 行事の運営について

婦人週間には、例年各関係官公庁はもとより民間の婦人団体、労働組合、報道機関等が協力、または参加して、全国的にいろいろな行事を展開しておりますが、すでに四回にわたる実施によつて、婦人週間はひろく一般に普及し、各機関が年例行事としてそれぞれの立場で実施する段階になっていきます。

それで、労働省としては、本週間の目標や運動方針を明確にし各機関に協力または参加を依頼いたしますが、その具体的な行事の運営については各機関の自主的な動きによつてことを原則としてお

ります。

（註）前四回の婦人週間の目標とスローガン

第一回（昭和二十四年四月）

目標（一）婦人の解放に関する法律の正しい理解

（二）婦人の地位の向上を助けている原因を明確にすること

（三）婦人の地位の向上の爲に役立つ既存施設の周知徹底

スローガン

「もつと高めましよう、私たちの力を、私たちの地位を、私たちの自覚を」

第二回（昭和二十五年四月）

目標（一）家庭から、職場から封建性をなくしましよう

（二）私たちの権利と義務を知りましよう

スローガン

「自由であり、又幸福を求める権利がある」ということを人々が考える時に、はじめて自分の意志によつて自分の生活を規定し、よりよい生活のために努力しようとする意志や行動が生れるものであります。従つて各国における自主性の発達には、その国における人権意識の発達と歩を同じくするものであり、人権意識の早く発達した欧米の国々では、家庭生活、社会生活における自主独立の精神や習慣が早く確立し、これが民主主義政治の近代市民社会を建設する原動力となつたのです。

第三回（昭和二十六年四月）

目標（一）婦人の市民として意識を高める

（二）婦人の市民活動促進する

スローガン

「社会のためにやくだつ婦人となりましよう」

第四回（昭和二十七年四月）

目標 婦人の地位の再認識とその向上

スローガン

「よりよい社会をつくるための権利と義務をいかにしましよう」

### 三 第五回婦人週間開催の主旨―目標の説明

#### （一）自主性とは

自主性とは、自らの決定によつて自分の生活を律することであり、すなわち命令によつて盲然に行動したり、他人の言動に無批判に、或いは不本意ながら追従したりするのでなく、自らよく考へて、正しく判断し、自分の意志によつて、人で行動し、その行動に責任をとる、という生活態度をさすもので、このような自主性は、近代的な個人の確立のための必要條件であるばかりでなく、民主主義政治の前提をなすものであります。即ち、今日大多数の国でとられてゐる民主主義政治形態は国民の自主的参加といふことの上に始めてなりたつもので、

（三）

あつて、国家の自主性に欠けるといふことがあつても、それは結果に於いて結果政治と異なることがなるのみです。さて、自主性の基礎となるものは基本的人権の自覚、尊重であります。すなわち、人はすべて平

#### （二）日本における自主性

日本では、明治以来のめざましい近代化にもかかわらず、終戦前までは政治体制において、家

ためですが、よくに女子の場合は長い間、従属的・依存的な生活を敬えられて来たために自主性は甚だ乏しく、自らの意思で行動し、自らの行動に責任をもつような習慣はあまり見られなかつたのです。初婚から自分を養つて服従することを教へられ、自分の意思によらずに結婚し、天々子供の世話のほかには自分の屋敷をもたず、社会の動きとは無交渉に他人まかせの一生を送るのが多くの婦人の生活でした。

戦後は民主化の諸政策によつて、婦人の尊厳が保護され、自由、平等がうたわれ、よくに婦人の各方面における進出はめざましいものがあります。制度の改革は面単に行つても考えかたの切りかえは一躍一夕には行えず、しかもそれが占領下の特殊な事情のもとに行われたために、本来こういう社会変革に伴ふべき自主性の昂揚が十分に行われませんでした。

そのため、ともすれば形だけの民主主義に終ることも少くなかつたといえましょう。或いはいわゆる自由のはざちがえといふ現象も行き、判断力と

責任を伴わない勝手な行動が自由の名のもとに行われるという混乱も少くなかつたのです。

講和条約の発効を契として、各方面で自主性が強調されて来たのは反はしいことですが、しかしこれと同時に占領治下の政策に再検討が加えられており、そういう評論の中には国民の権利としてどうしても守らなければならないものまで、十把一からけにして、悪いものと一語に捨て、しまひ再び国民、よくに婦人を自主性のない非近代的生活に戻さうとするものがあるといふことは、なげかわしいことです。又一方においては、まやみは排他的、排外的な行動をすることを以て、自主性と誤解するようになきも思えています。

要するに日本においては終戦後数々の社会的変革を終た今日において、もなお自主性はまだ十分に認識されず発達してゐないといふことができません。

しかも日本は世界の環境の中に独立国家としてのまづかしい道を歩み出したところですから、こういう時期に、當つて、眞の自主性について正しい認識

を求めその確立をはかることは極めて緊急の要があると考えられます。

さらに、国民の半数以上を占め、戦後の諸改革によつて男子と平等な権利と義務をもつてゐる日本の婦人が、自ら正しく判断し行動する力をもつて、その権利と義務をいかにして行くことは、単に個々の個人や家庭の幸福を意味するばかりでなく

日本の民主主義の大勢を決定する上に非常に重要なことと考えられます。

「婦人の自主性の確立」といふことを本週刊の目標としたゆえんであります。

## 四 第五回婦人週刊の運動方針

効的省では、この週刊のために各種の資料を作成配布し、又中央及び地方でいろいろの行事を

催しますが、その運動の重点とするところは、

- (一) 自主性についての正しい認識を深める
- (二) 婦人の自主性についての現状を検討する
- (三) 婦人の自主的活動を促進する

といたうことで、各方面においてこの場にとつて、それそれの立場から婦人の自主性の確立のための有意味な行事を展開していただければ幸です。次に主唱者の意図する本週刊の運動方針について

や、具体的に説明して参考供します。

### (一) 自主性についての正しい認識を深める

自主性の具体的な内容としては、次のようなものが考えられる。

#### 1. 人権の自覚と尊重

すでに述べたように、自主性は、人間としての尊厳を自覚するところからはじまります。この人間としての尊厳は、具体的には次のような権利・基本的人権として、新しい憲法に明記は

保証されているものです。またこれらの権利は近代國家に於ては共通な國民の権利とされているものです。(この基本的人権の保障、確立のために外國では多くの革命が行われたことも思い起すべきでしょう。)

○ 身体の自由——人間の体はその人自身のもので、むやみに拘束されたり害をうけたりしてよいものではない。(憲法第十三条、十八條、三十一條)

○ 精神の自由——誰でもめい／＼自分の好きな思想や宗教をもち、好む字句をすることが出来る。(憲法第十九條、二十條、三十三條)

○ 行動の自由——自分の思っていることを云つたり書いたり、自分の意思で職業や職業者や住居を換へたり、身体を作つて共同の目的のために努力したりすることはすべて自由である。(憲法二十一条、二十二條、二十四條、二十八條)

幸福を求めざる権利——より幸福になるように政治を要求する権利と雖でももつてい

る(憲法第十三條、第十五條、第十六條、第二十五條)

○ 平等——そしてこれらの権利は國民すべてにとつて平等である。(憲法第十四條) したがってこれらの権利の請求に當つては、公共の福祉に反してはならないのであつて。(憲法第十二條) 自分の人権を自負することは同時に他の人の人権を尊重することはなくてはならぬ。

2 自分で考えて自分で定めること。どんなことでも自分の頭で納得のゆくまで考えることが大切だ。又自分のことを自分で定めるためには、正しい判断をする能力が必要だ。具体的には

— 既成の觀念にとらわれないこと——十人十色の考えかたがあつてよいのだということ(思想の自由)を認識して自由な人間性に対し、自ら考え方を定める

十分批判的に——無批判に人のしり馬にのつて附和雷同したり、時潮の波に随つたりし

ないで、自分で納得のゆく判断をする。

○ 十分な知識をもつ——正しい判断を下すためには、又十分な知識が必要である。そのための教養をつみ、又他の人と十分に話しあふことも大切である。自分で考へるといふことは、独断的、独断的になることではない。いろいろ知識や情報を求め、それに道理にもとづいた正しい判断を下すことが大切なのである。

○ 権力に盲従しない——「長いものに巻かれろ」といふような態度でなく、自分の信じる所、決するところをどこまでも貫く。

○ 道徳の尊重——自分で決定するための規程となるものは正しい道徳でなくてはならぬ。自分の都合のよいことだけを通そうとするのは、自主性ではなく、わがままに通さない。しかも道徳とは世界的に普遍的なものである。皆で自分だけに適用する道徳とか、わが家だけで、或は特定の階級や人物にだけ適用する道徳というものは正しい道徳とはいえない。

### 3 自分で行動すること

一般に日本では、民主主義の歴史が浅く、個人の発言権があまり認められなかつた時代の習慣がなお影響を及ぼしている。個人の言動の力というものに対する信頼がうすく、批判はしても行動にうつさないと云うようなタイプの人が多いのです。自分の判断でやるべきだと思はれることは、一人で行動にうつすことが必要です。行動に伴つて始めて高い精神も発現できるのです。行動の自由という権利を認識して自分のしたいこと、すべきことをためらわずに行うための勇氣が必要であり、又自分の行動に責任をとる覚悟と實力が要求されます。とくに強調する点は

○ 自分のことは自分で処理する習慣——男女ともまづ日常の自分の身のまわりのことは自分で仕舞する力と習慣をもたない。

○ 人にめいわくをかけない——自分の行動の自由を主張するために人にめいわくをかけることは許されない。

○ 自分の言動に責任をとる——家庭の中でも

既得でも社会でも自分の言動から起こる結果について責任がもてないようでは、一人前ではない。

○ 社会的訓練——自分の言動を統制の事いものにするためには、熟慮すること、同時に、實際的・社会的・事務的訓練をみだんにもうることが大切である。

○ 経済的独立——精神、行動の自主性を確立するため、成年になつたら男・女とも経済的独立を心がけたい。

○ すゝんでよいことをする。(社会につくす意識)——地域社会、家庭、国の政治、あるいは人類全体の生活をよりよくするために、いんて行動をなす。このためには、社会を個人が直接構成している、という近代的な自覚や責任感(市民意識)をもつことが必要である。

### (二) 婦人の自主性についての現状を検討する

終戦以来、男女同權ということが日本民主化の

相言葉となつて、あらゆる社会にうたわれ、それが従来眠つていた婦人の自覚をよびおこし、戦前は比較にならなかつた婦人の自主性が各方面に要求されることは否定できせん。同時にこのようにならなければ社会改革を経営がらすための必要は遠くから自分自身のことと自分で定められない様な、人々をしばへて見守るのです。

これは婦人に限つたことではなく、一般に日本社会の各方面に見られることで、特に農村には強いのですが、都会においても、非常に近代的な形の生活をしてゐる男子が自分の配偶者を自分の食糧で決定できないといふようなことがしばしばあります。

各方面において婦人の自主性がどの程度、培われているかを具体的に検討してみよう、  
なほ次に一般的に見て特に自主性の欠けていると思われる点を暗示すれば、

#### イ、家庭関係において

○ 本人の意思によらない結婚がなされ行われている。

○ 正しい結婚観、貞操観が欠けている。(愛憎

○ 地域社会の交際、団体活動において、ホスに道徳する。

○ 生活改善が部落や村を単位に、画一的に強制に行われている。

○ 選挙に当つての投票率は非常に低い。自分できめをきくは少ない。

○ いわゆる自由のはきはちがふが多い。(人に迷惑をかけ、自分で責任がとれない)

○ 服装その他に個性が欠けて、流行をあいやす。

○ 「赤笑面」といわれるほど表裏行儀が多い。

○ 他人の生活に干渉することは多いが、一方正義にもとずいて、すんでよいことをしようとすることは少ない。

○ 意見なきがれがわからない。と答える人が多い。

#### ハ、職場・関係において

○ 職業は根をふるす者が少ない。(結婚までといふのが大部分)

○ 経済的独立のできる婦人が増加している一方

よりも、生活の保証をオとして結婚するのは結婚における自主性の欠けを恐るがたう。

○ 妻の地位に甘んずるものが少なくない。更に又自分の夫が妻をもち、或は類似の行動をとることを甘受する者が少なくない。

○ 農村では大部分の家庭で、家計の管理を男子だけにまかせている。

○ 子供の世話をやさすぎる。

○ 親のために身を費するものが後をた、ない。

○ 毎日の生活がゆき当りばつたりで、自分の都合より他人の都合でままりやすい。

○ 社会的関係において、近隣の交際において、「隣りの家であつたから、家でもこうする」といふような考えがたに支配されやすい。(寄附行員、団体参加等において)

○ 団体に強制されて、取付け親批判に加入する者が多い。(自分の所属している婦人会の名前も事業も知らず、会合に一度も出席しない会費がいる)

大部分の婦人は「小遣いかせぎ」を目的に働いている。

仕事に対する責任、研究がたりない。組合活動において不活発な者が多い。

③ 婦人の自主的な活動を促進する

1 自主的な生活をもつこと

婦人が自主性の正しい認識の上に立って、家庭社会生活における自分の生活をより自主的なものにする。

たとえば――

- 家庭生活において
- 家族関係（結婚の相手のえらびかた、夫婦の間、嫁姑の間、親子の間）における、婦人の発言権を確立する
- 子供のしつけにおいて、子供の自主的行動を尊重する
- 生活様式の改善を徹底的に進める
- 出産や育児に対する計画性をもち
- 娯楽や商業において、娯楽の企画面へ積極的に参加する

社会生活において

政治へ積極的に参加する（身近な地域社会の改良、よい世論を作るための活動、賢明な選挙、社会や行政機関への圧力、政治界になること、公職につくこと等）

団体運営の民主化をはかる（自由意思による団体参加、団体の独立性の確保、民主的運営技術の習得と実行）

ハ、職場生活において

仕事に対して積極的な態度をとる（知識や技術の向上、事業に対する責任感、はつきりした職業意識等）

組合員としての権利と義務を遂行する（会費への出席と発言、正しい役員選挙、入会役員になる、組合の決議にもとづいて行動する）

2 社会問題をすゝんでとりあけること

自分の日常生活との直接のつながりの有無は別として、地域社会や国家、あるいは国際社会におけるいくつもの問題をとりあげて、その研究や解決のための具体的な行動をおこすこと

その方法としては、たとえば、次のような段階で行うことが効果的でしょう。

(1) 現状の分析

- どこに問題があるか
- 何故そうなのか
- 今までにそれに対してどんなことが行われて来たか
- 適当だったか
- 十分だったか
- その問題に關する法律はどうなっているか

○ 国の法律では

○ 地方の条例では

(4) 解決のために、何をすべきか

- 国家や地方公共団体は
- 民間団体は
- 報道、教育機関は
- 個人としては
- 各会合に立ちあつて何をすべきか
- 個人としては
- 団体活動を盛じて

(附) 参考資料

自主性の検討や自主的活動の促進のための参考として簡単な統計資料を附記します

一、家庭関係

(1) 都市の主婦の生活

生活時間（平日）―― 通勤労働者家庭（東京地区大工場労働者二千人世帯について）

1日の平均たゞしきについては勤務をもつ四名を除く、二四七名の平均である。

|    |       |       |
|----|-------|-------|
| 睡眠 | 時(大)  | 時(小)  |
| 食事 | 八・一七分 | 七・二六分 |
|    | 四四    | 一一・一九 |

| 労働時間  |     | 医療  | 家事及び育児 | 通勤   | 内職  | 小計   | 自由時間 | 計     |
|-------|-----|-----|--------|------|-----|------|------|-------|
| 10.50 | 0.6 | 0.5 | 1.24   | 1.51 | 0.7 | 1.46 | 2.27 | 24.00 |
| 10.50 | 0.6 | 0.5 | 1.24   | 1.51 | 0.7 | 1.46 | 2.27 | 24.00 |

口 主婦はどんな時回を欲しているか  
(全国の工場鉱山現業労働者の主婦三、七三四人のうち)

## ② 農村の主婦の生活

(以上一九五二年婦人少年局調査より)

|                  |            |       |        |
|------------------|------------|-------|--------|
| イ、生活時間           | (蒙北に於ける一例) |       |        |
| 睡眠               | (天)        | 八時三〇分 | (暮)    |
| 食事               |            | 一、三〇分 | 一、三〇分  |
| 身のまわり            |            | 〇、二〇分 | 〇、三〇分  |
| 農作業              |            | 九、三〇分 | 七、〇〇分  |
| 家事               |            | 一、〇〇分 | 七、〇〇分  |
| その他              |            | 九、三〇分 | 一、四〇〇分 |
| 自由時間(休憩、ラジオ、新聞等) |            | 四、一〇分 | 〇、三〇分  |

(自由生活時間)

（口と同じ対象）

○讀極點に仍いて打板けるといふ事八三%

妻がつとめる

内服する 五八六

家族を偽らせる  
五、五%

○清極的に切抜けるといふ答 一一六%

持物を売る

借金をする  
七、七〇

問答しなする

身内の君に送金を願ふ

生活保護をうける  
○四%

○その他及び記入なし

二、家計の管理について（ロと同じ対象）

○主人は月給を妻にどのように渡すか

そのまゝ、全部渡す  
一七九・一%

主人の小遣片付とつて渡す 一五、三

主人がもつていて少しづつ減す 三六

その他  
一八%

肥入なし 〇・二%

男子と女とが一緒に打つもの（世帯主と妻）

毀世教主と母

結婚の割合（五ヶ村四大人において）

本人同意のとりきめ

親が乏め方から  
二〇名

輓成はから、  
名

本人の考ふる條件に適うから  
七名

「家」の存続のため  
七名

先方に所望されて

仲人にすゝめられて  
三名

特に理由なし  
一名

## 二、生活改善の意欲

一五ヶ村、四八九人について、

改善意見のあるもの、ないもの、無価値

食 華、三五% 五九% 一六%

|       |     |     |     |
|-------|-----|-----|-----|
| 養蚕の場所 | 三三% | 三二% | 五五% |
|-------|-----|-----|-----|

台所について 六三〇 二〇多 二七多

住居について 四八% 八多 四四%

(以上一九五二年婦人少年局調査より)

水産児調師の発行状況

(一九五〇年・一九五一年 一七、四四、〇  
五八人を対象とした、毎日新聞の調査に  
よる)

| 職業  | 発行率 | 不発行率及びその他 |
|-----|-----|-----------|
| 漁業者 | 五〇% | 九五、〇%     |
| 農業者 | 九五  | 九〇、五      |
| 商業者 | 一六九 | 八三、一      |
| 工業者 | 一八六 | 八一、四      |
| 労働者 | 九八  | 九〇、二      |
| 勤労者 | 二五七 | 七四、三      |
| その他 | 一九七 | 八〇、三      |
| 無記入 | 九八  | 九〇、二      |

市部郡部別死亡率

(一九五一年厚生省統計調査部調べ)

| 乳児死亡率       | 市部           | 郡部   |
|-------------|--------------|------|
| 乳児死亡率       | 四九、〇         | 六一、六 |
| 出生一、〇〇〇人に対し |              |      |
| 幼児死亡率       | 三〇、五(四七)     | 三五、六 |
| 一般死亡率       | 九、二          | 一〇、六 |
|             | (八〇、〇〇〇人に対し) |      |

二、社会関係

一、婦人の政治への参加  
イ、主な公職にある婦人の数

| 衆議院議員         | 九人     | 二、一%   |
|---------------|--------|--------|
| 参議院議員         | 一人     | 四、九%   |
| 都道府県会議員       | 三四人    | 一、三%   |
| 市議会議員         | 一六〇人   | 一、六%   |
| 町議会議員         | 七九一人   | 〇、五%   |
| 町村長           | 七人     | 〇、一%   |
| 教育委員会委員(都道府県) | 四〇人    | 一、二、四% |
| 民生委員兼児童委員     | 一三六八二人 | 一九、二%  |
| 家庭裁判所調停委員     | 三三三二人  | 一五、八%  |
| 参事員           | 九四〇人   | 一四、一%  |

(婦人少年局資料、新しい婦人の地位より)

口、中二五回衆議院選挙

口、婦人団体委員の選出

(東京都内七〇〇人についての調査)

- 〇 団体に入りたくないと思う者のうち  
親しい人にする、められ、は入る 四五%
- 家族にすゝめられ、は入る 五三%
- 名簿だけでよければ入る 五二%
- 〇 自分の所属する団体について  
名前を知っているもの 六五%
- 名前を知らない者 三五%
- 〇 自分の所属する団体について  
ぜひ必要と思う者 一八%
- まああつた方がよいと思う者 三四%
- 大して必要はないと思う者 三七%
- わからない 一一%

ハ、団体の運営技術について

(口と同じ対象について)

|                     |        |       |       |                |
|---------------------|--------|-------|-------|----------------|
| 全国婦人団体救済会           |        | 全上越別  |       | (本報告<br>九表を除く) |
| 賛助(青森、兵庫、宮城、<br>秋田) |        | 地蔵団体  |       |                |
| 団体数                 | 一四、六四一 | 二、一四三 | 六七八   |                |
| 会員数                 | 六七、三八五 | 五、三六八 | 六、二二八 | 一五、六一四〇人       |

2 婦人の団体活動

イ、全国婦人団体救済会会報

(一九五二年文部省調べ)

ハ、政界への関心——「あなたは何地を支持するか」という質問への答  
支持政党を挙げたもの  
あてないもの

|      |       |       |
|------|-------|-------|
| 家族婦人 | 四三、一% | 五六、九% |
| 職業婦人 | 四五、三% | 五四、七% |

(一九五二年四月東京都内において調査結果)

○投票のえらびかた  
送米によるもの 一三％  
一部のものの送米によるもの 四〇％  
わからない 三七％

○事業のきのかた  
役員でせめる 五五％  
総会でせめる 一一％  
両方 五％  
わからない 二九％

二 団体活動への家の者の理解  
(口と同じ対象について)  
理解してくれない 四七％  
理解がある 三三％

(以上国立世論調査所「婦人の市民意識調査」(一九五一年)より)

### 3 虎 害 問 題

○ 全国におけるいわゆる赤線地区の救済及び

之に準ずるものの概数(六〇三ヶ所)  
石川県における概数

警察 一七、二二六八  
接客婦数 五八、九七三人  
(以上一九五二年六月婦人少年局調査)

○ 全国における若者及び之に準ずるものの概数(一九五二年十二月地方財政委員会調べ)

若 者 一七、三六九人  
これに類するもの 一〇、二九六八  
計 二七、六六五人

○ 全国洋娯施設数(一九五二年凡俗研究所調べ)

五七、五三〇人

○ 日本の犯罪四種について米陸軍の回答

陸軍当局よりオハラ上院議員への回答文  
要旨(ワシントン七月二十日発表API  
共同) 朝日新聞七月二十四日夕刊

概 数 三九一万

農 林 業 一六万

漁業及び水産養殖業 一万

鉱 業 五万

建設 業 一二万

製造 業 一五六万

販売小売金融保険不動産業 六七万

運輸、通信業 二・四万

サービス業 九・六万

公 務 二二万

なお、自営業主として働く婦人の二〇八万人  
家業に従事する「家族従業者」の九〇〇万を  
加えると、女子就業者の総数は一、四九九万人  
となります

(一九五三年九月総理府統計局「労働力調査」より)

### 2 婦 人 の 賃 金

○ 一人一ヶ月平均月額現金給与額  
文 子 七、二一五四

### 三 雇 場 関 係

一 雇場にくく婦人の数  
(自営業主や家業に従事するものは含まれない)

男子 一五、八六〇人

男子に対する女子の割合 四五%

(一九五二年九月労働省調べ)

### 3 婦人の職業意識

(一九五二年東京都二三五二人について)

○何のために働いているか

家計の補助と小遣かせぎ 三二、五%

家計の補助 二〇、五%

自活のため 二〇、二%

小遣かせぎ 一、二%

一家を養うこと 七、八%

その他 七、八%

○いつまで職業をつづけたいか

結婚まで 三三、九%

できるだけ長く 二一、一%

生活が余になるまで 一一、四%

なるべく早くやめたい 一、三%

子供ができるまで 一〇、七%

その他 四、一%

わからない 五、五%

(婦人少年局長「婦人は何を志すか」より)

### 4 婦人の組合活動

イ 組合組織状況

雇用労働者数

男子 九、七四〇、〇〇〇人

女子 三六二〇、〇〇〇人

組合員数

男子 四、三三三、二一五人

女子 一、三五二、六二〇人

組織率

男子 四四%

女子 三七%

(一九五一年六月労働省調べ)

ロ 組合役員数及び執行委員数

役員総数 一〇六、八六三人

女子役員数 三、二七五人

総数に対する割合 三%

執行委員数 二一七、一四一人

女子執行委員数 一五、六七〇人

総数に対する割合 七%

(一九五二年六月労働省調べ)

## 第五回 婦人週間開催要綱

一、目的 昭和後、日本社会の各方面において

自主性が強調されているから、法

制上男子と同等の権利を与えられてい

る婦人が自ら正しく判断し、行動する

力を持つことは最も必要なことと考え

られ、このことは、はたしてどの程度

の自主性が婦人の向に培われているか

を検討するとともに、家庭および社会

の各分野においてその確立をはかり

もつて、わが国の文化的発展に寄与す

ることを目的として、この週日を開催

します。

二、目標 婦人の自主性の確立

三、スローガン

のほしきしよ

自分で考え、行動する力

四、名称 婦人週間

五、期間 昭和二十八年四月十日(金)から

昭和二十八年四月十六日(木)まで

(一週間)

六、主催機関 労働省

七、協力または参加を依頼する機関

人事院、総務府、国土院、労働省、自治庁、

法務省、外務省、文部省、厚生省、農林

省、運輸省、郵政省、建設省、最高裁判所、日本電信電話公社、各地方公共団体（都道府県、市町村）各教育委員会、日本放送協会、社会福祉団体、文化団体、協同組合、婦人団体、青年団体、労働団体、政界、国際関係諸機関、政府団体、新聞社、雑誌社、民間放送社。

### 八 実施事項

- (一) 主催機関では次の事業を行う。
- 1 婦人会館——中央および地方
  - 2 婦人通商大会——中央および地方
  - 3 資料の作成配布
  - 4 機関紙（誌）による主旨の徹底
  - 5 報道機関による宣伝
  - 6 その他

(二) 協力または参加する機関では、それぞれの機能に依りて、この通商の目的に關した事業

を自主的に行う。

### 九 経費

- (一) 主催機関が行う事業の費用は、主催機関が負担する。
- (二) 協力または参加する機関が行う事業の費用は、各機関が負担する。

一九五三年二月 日印刷  
一九五三年二月 日発行  
編集者 東京都千代田区大手町一〇七  
発行人 芳川省婦人少年局  
印刷所 印刷人 協立社  
印刷所 東京都千代田区富士見町一六